

電子データの提出について

東京地方裁判所民事第8部

当部では、合議事件に係る主張書面等について、下記のとおり電子データの提出（民事訴訟規則3条の2第1項御参照）をお願いしております。

ご理解とご協力を賜りますよう、何とぞよろしく願いいたします。

記

1 次の書面を提出する際には、当該書面に記載した情報の内容を記録した電子データ（電磁的記録データ。なお、PDF形式ではなく、Wordファイル・Excelファイル等の形式でお願いいたします。）を併せて提出してください。

(1) 訴訟事件について

訴状、答弁書、準備書面及び証拠説明書

(2) 保全事件について

保全命令申立書、答弁書、主張書面及び証拠説明書

2 提出の方法

電子データは、DVD-R、USBメモリ等の記録媒体に記録するなどして提出してください（電子データのコピーが終わりましたら、当該記録媒体をお返しします。）。提出に当たって不明な点がある場合には、事前に担当書記官にお問い合わせください。

※ 注意事項

従前どおり、正式書面は、持参若しくは郵送又はファクシミリにより提出してください。